

議案第 2 4 号

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を
定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規

定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、
選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。